

第11回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会

○日時：令和4年6月30日（木）10:00～12:00

○場所：オンライン会議

○出席者：

委員

安部 芳絵 工学院大学教育推進機構 准教授
池本 美香 株式会社日本総合研究所 上席主任研究員
植木 信一 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授
小野 さとみ 特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会 金井学童保育クラブ
施設責任者兼放課後児童支援員
柏女 霊峰 淑徳大学 総合福祉学部 教授
金藤 ふゆ子 文教大学 人間科学部 教授
光真坊 浩史 一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
清水 将之 淑徳大学短期大学部 こども学科 准教授
鈴木 安由美 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課 課長
鈴木 克昌 調布市子ども生活部児童青少年課 課長
田中 弘樹 砥部町子育て支援課 課長
水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事
山田 和江 学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員
山野 則子 大阪公立大学現代社会システム科学研究科 教授

オブザーバー

内閣官房こども家庭庁設立準備室 佐藤勇輔内閣参事官
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室 郷家康徳室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

事務局

里平子育て支援課長
佐藤子育て支援課健全育成推進室室長補佐

○議題

(1) 委員の改選について

- (2) 放課後児童対策の現状について
- (3) 今後の進め方について
- (4) ワーキンググループの設置について
- (5) その他

○配付資料

- 資料 1 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会 設置要綱・委員名簿
- 資料 2 放課後児童対策に関する専門委員会の実施経過について
- 資料 3 放課後児童クラブについて
- 資料 4 放課後児童対策関連施策について
- 資料 5 児童館について
- 資料 6 主な論点（案）
- 資料 7 スケジュール（案）
- 資料 8 児童館のあり方に関する検討ワーキンググループの設置について（案）
- 資料 9 委員提出資料
- 参考資料 1 放課後児童対策に関する専門委員会 中間取りまとめ
- 参考資料 2 放課後児童健全育成事業実施状況調査（令和3年5月1日現在）
- 参考資料 3 新・放課後子ども総合プランについて
- 参考資料 4 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書
- 参考資料 5 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会とりまとめ
- 参考資料 6 障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書
- 参考資料 7 関連する調査研究事業等について
- 参考資料 8 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針、こども家庭庁設置法・整備法概要、こども基本法概要
- 参考資料 9 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要
- 参考資料 10 令和4年度予算の概要（子ども家庭局子育て支援課分）

○佐藤補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第11回「放課後児童対策に関する専門委員会」を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、本日はウェブ会議での開催となっております、こちらも御協力いただきまして、ありがとうございました。

各委員の皆様におかれましては、御発言いただく際には挙手をお願いしたいと思います。委員長から御指名の後、ミュートを解除の上、御発言いただければと思います。また、接続が不安定になったような場合につきましては、事前にお送りしております資料を御覧いただければと思います。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきます。

なお、今回の委員会につきましては、傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。本委員会につきましては、これ以降、録音・録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、開会に当たり、子育て支援課長の里平より御挨拶申し上げます。

○里平課長　子育て支援課長の里平でございます。よろしく申し上げます。本日、当初、新局長の藤原より挨拶を予定しておりましたが、所用のため出席できないので、私が代わりに御挨拶をさせていただきます。

本日は、多忙の中、当専門委員会に御出席をいただき、感謝しております。

放課後児童クラブについては、新・放課後子ども総合プランに基づき整備を進めてきたところであります。プランの期限が来年度末に近づく中で、待機児童の解消をはじめとした放課後児童クラブに関する取組がどのように進められていくべきか、いま一度議論することが必要だと考えております。

また、児童館についても、児童館は唯一、全ての児童を対象とした児童福祉施設であり、遊びを通じた健全育成を行っているところでございますが、こどもや保護者にとって身近であり、誰もが自由に来館して過ごすことができる特性を生かし、地域の子育て支援や中高生世代の居場所づくりなども期待されています。

さらに、委員の皆様には御案内のところと存じますが、さきの国会において関係法案が成立しまして、来年4月1日よりこども家庭庁が発足いたします。今後、こども家庭庁のリーダーシップの下にこども政策がさらに強力に進められていくこととなり、今、まさに我が国のこども政策にとってエポックメイキングなタイミングにあると考えております。こうした最中に議論を再開する、この専門委員会では、プランの期限を見据えた放課後児童クラブにおける待機児童対策の諸問題や、こどもの居場所の一つでもあります児童館の今後の在り方について、今後の政策検討に資する議論を期待しております。

また、こども家庭庁の設置に伴いまして、こども政策に関する審議会として、こども家庭審議会がこども家庭庁に置かれることとなります。そのため、本専門委員会の議論は今年度末までとなりますが、本専門委員会での議論の状況がこども家庭庁に着実に引き継がれるようにしてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、放課後児童クラブ並びに児童館に関して、広い視野で御意見いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○佐藤補佐　ありがとうございました。

ここで事務局の紹介をさせていただきます。

ただいま御挨拶いたしました子育て支援課長の里平でございます。

○里平課長 里平でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤補佐 続きまして、関係省庁のオブザーバーを御紹介させていただきます。

内閣官房こども家庭庁設立準備室 佐藤勇輔内閣参事官でございます。

○佐藤参事官 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○佐藤補佐 続きまして、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室 郷家康徳室長でございます。

○郷家室長 郷家でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤補佐 続きまして、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室でございます。

○鈴木 障害福祉課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤補佐 申し遅れましたが、私は健全育成推進室の佐藤と申します。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○里平課長 それでは、議事次第に沿いまして議事に入ります。

委員長につきまして、前回からの時間が空いておりますが、事務局としましては、淑徳大学教授の柏女委員に引き続き委員長をお願いしたいと考えております。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○里平課長 では、異議なしということで、それでは、柏女委員長に一言御挨拶をいただき、進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○柏女委員長 皆さん、おはようございます。淑徳大学の柏女です。

平成30年にこの専門委員会の委員長をさせていただき、中間とりまとめを取りまとめでからしばらく間が空きました。私も新しい孫が3人生まれたりして、大きな時代の転換を迎えておりますが、社会全体も平成の時代を過ぎて令和の時代に入っております。また、新型コロナウイルスの対応ということで、現場の先生方には本当に御苦労されて、今を迎えていらっしゃると思います。私も児童館・放課後児童クラブの運営に携わっておりますので、当初のときは本当に苦労したことを今でも覚えております。

久方ぶりの再開ということになります。今までのメンバーの方、本当に御無沙汰をいたしておりました。また、御協力をよろしくお願いいたします。

また、新しくメンバーに入ってきた方もいらっしゃいます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、今日はユーチューブ配信されていて、傍聴の方もかなり多くの方が傍聴していらっしゃるということを伺っております。それだけ現場の先生方にとっても、あるいはマスコミ等の関係の方々にとっても、自治体の方にとっても関心の高いテーマだろうと思っております。今、課長さんのほうから、特に放課後児童クラブや児童館等を中心として、そ

の在り方などを議論していくというお話があり、かつ、それをこども家庭庁につなげていくというお話がございました。

そういう意味では、ここで何か結論を出すということはないかもしれませんが、しっかりと現状認識あるいは今後のあるべき姿などを議論して、いわばちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、この中でしっかりとした報告書を遺言として取りまとめて、そして新しく誕生するこども家庭庁に次世代に引き継いでいくというのが私たちの大きな役割だろうと思っておりますので、皆様方の御協力をぜひよろしくお願いいたします。

それでは、今日の進行をさせていただきたいと思っておりますけれども、今日配布しております資料につきまして、事務局のほうから御確認をお願いいたします。

○佐藤補佐 本日配布しております資料につきまして確認させていただきたいと思っております。

まず、資料のほうは9点ございます。

資料1、設置要綱と本委員会の委員の皆様の名簿。

資料2といたしまして、本専門委員会の実施経過。

資料3が「放課後児童クラブについて」。

資料4としまして「放課後児童対策関連施策について」。

資料5が「児童館について」。

資料6が「主な論点（案）」。

資料7として「スケジュール（案）」。

資料8といたしまして、「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループの設置について（案）」。

資料9が「委員提出資料」としまして、3人の委員の先生から提出されております。

このほか、参考資料が1から10まで10点ほどついております。

以上になりますが、不足がございましたが、大変お手数ですけれども、ホームページに掲載している資料等を御参照いただければと思います。

それでは、進めてよろしいでしょうか。

○柏女委員長 お願いいたします。

それでは、議事は大きく5つございますけれども、(1)「委員の改選について」に入っていきたいと思っております。この間、先ほども申し上げましたように、委員の改選がございましたので、事務局から御説明をお願いしたいと思います。4年ぶりの開催ということもありまして、事務局より全ての委員の御所属とお名前を御紹介いたしますので、続けて、一言御挨拶をいただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○里平課長 それでは、資料1「放課後児童対策に関する専門委員会 設置要綱・委員名簿」、資料2「放課後児童対策に関する専門委員会の実施経過について」を御覧ください。前回、平成30年6月4日に開催しましたが、この間、任期満了等により委員が交代しております。順に、全ての委員の所属とお名前を紹介させていただきます。

まず、工学院大学 安部芳絵委員です。

○安部委員 安部です。よろしくお願ひいたします。

○里平課長 続きまして、日本総合研究所 池本美香委員です。

○池本委員 日本総合研究所の池本です。よろしくお願ひいたします。

○里平課長 続きまして、新潟県立大学 植木信一委員です。

○植木委員 植木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○里平課長 続きまして、町田市学童保育クラブの会 小野さとみ委員です。

○小野委員 小野です。よろしくお願ひいたします。

○里平課長 続きまして、柏女委員長です。

○柏女委員長 よろしくどうぞお願ひします。

○里平課長 続きまして、文教大学 金藤ふゆ子委員です。

○金藤委員 金藤です。よろしくお願ひいたします。

○里平課長 続きまして、全国児童発達支援協議会 光真坊浩史委員です。

○光真坊委員 光真坊でございます。障害児支援分野から参加させていただきます。よろしくお願ひします。

○里平課長 続きまして、淑徳大学短期大学部 清水将之委員です。

○清水委員 清水です。どうぞよろしくお願ひいたします。お世話になります。

○里平課長 続きまして、静岡県健康福祉部 鈴木安由美委員です。

○鈴木(安)委員 鈴木です。よろしくお願ひいたします。今回初めて参加ということで、よろしくお願ひいたします。

○里平課長 続きまして、東京都調布市子ども生活部 鈴木克昌委員です。

○鈴木(克)委員 調布市の児童青少年課の鈴木と申します。初めまして。微力ではありますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○里平課長 続きまして、愛媛県砥部町子育て支援課 田中弘樹委員です。

○田中委員 砥部町の子育て支援課 田中です。私も初めてになりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○里平課長 続きまして、児童健全育成推進財団の水野かおり委員です。

○水野委員 育成財団の水野と申します。私も今回初めて参加となります。児童館のほうの部門でいろいろ御説明させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○里平課長 続きまして、学童クラブ「清明っ子」 山田和江委員です。

○山田委員 山田です。よろしくお願ひいたします。

○里平課長 続きまして、大阪公立大学 山野則子委員です。山野先生は。

○山野委員 遅れて参加になりました。申し訳ございません。初めから遅れました。大阪公立大学の山野と言ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○里平課長 以上となります。これからどうぞよろしくお願ひいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。新たな体制となりますけれども、活発な議論がなされますよう、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

オンラインで今、お名前とお顔を確認しながら拝見させていただいているのですが、14名という大勢の方の御参加なので、なかなかすぐにそちらのほうにタッチすることができないので、もたつきがあるかもしれませんけれども、事務方に助けていただきながら進めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2つ目になりますけれども、議事の(2)「放課後児童対策の現状について」と今回の開催の趣旨などについて御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○里平課長 子育て支援課長の里平です。資料3、資料4、資料5、資料6につきまして、一括して説明させていただきます。

まずは、資料3「放課後児童クラブについて」でございます。資料3は放課後児童クラブの現状について、取りまとめております。各スライドの右下にページを振っておりますので、よろしく願いします。

3ページをお開きください。放課後児童クラブの概要でございます。

放課後児童クラブにつきましては、事業所、登録児童数、ともに年々増加しているところでございます。令和3年5月1日現在、約2万7000か所、それから約135万人となっております。

専門委員会再開の背景としまして、待機児童の存在でございます。2年連続減少傾向にありますが、最新の数字では約1万3000人。受け皿の整備が順調に進んでいることもありますが、コロナの影響もあり、かなり分析が難しい状況となっております。

5ページをお開きください。厚生労働省が毎年実施している実態調査の結果を取りまとめております。

右上の円グラフを御覧ください。待機児童の学年別の状況でございます。令和3年度は低学年の割合が若干増えております。

6ページを御覧ください。障害児の受入れの推進についてでございます。

障害児の利用も増加傾向にあります。最新の数字では約5万人、登録児童に占める割合は、近年、3%台を推移しているところでございます。

また、昨年、医療的ケア児の支援に関する法律が施行され、放課後児童クラブでの受入れについても自治体の責務等が規定されました。厚生労働省としましては、受入れ推進に当たり、加配職員等のための補助を拡充しているところでありますが、今後、障害児受入れについて、インクルージョンの観点からも御意見をいただきたいと考えております。

7ページを御覧ください。設置運営基準でございます。

現在、厚生労働省で定める基準を参酌として、各市町村の条例に基づいて放課後児童クラブを運営しているところでございます。第9次地方分権一括法により、令和2年度から職員の基準も参酌化され、全て参酌基準となっております。

8ページから11ページは、放課後児童支援員関連の資料になります。

令和3年5月1日現在で約9万9000人の放課後支援員が配置されております。雇用形態としましては、常勤が約4割、非常勤が6割となっております。自治体から支援員の確保が困難という話も聞いており、待機児童に並んで、こちらも大きな課題だと認識しております。

12ページから15ページは、平成27年に作成しました運営指針でございます。各自治体に対して、放課後児童クラブの運営に当たり、この指針に基づいて適切な運営をお願いしているところでございます。

続きまして、16ページ、17ページでございます。平成30年度の本専門委員会の中間とりまとめでは、自己評価、第三者評価の基準策定について御提言いただきましたので、令和2年度までに調査研究を通じて策定いたしました。

18ページから29ページは、近年の調査結果、予算関係資料、新型コロナウイルス対策関係について入っておりますので、御参照ください。

30ページをお開きください。「新・放課後子ども総合プラン」について、資料を入れております。

新・放課後子ども総合プランは来年度末までとなっております、引き続き受け皿整備を進めております。

また、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進として、1万か所の目標を立てておりますが、現在のところ、約6000か所となっております。昨年度、調査研究を実施しましたが、一体型について多様な考え方をされている自治体がございます。例えば、放課後子供教室を毎日開き、クラブと合同で運営していないと一体型と言えないのではないかという御意見があるようでございます。一体型の推進についても御意見をいただきたいと考えております。

次に、資料4でございます。「放課後児童対策関連施策について」でございます。中間とりまとめにおいて、放課後児童クラブ以外の放課後児童対策の全容について明らかにしていく観点から、資料4にあるような表をまとめてあります。議論の参考として御覧いただければと思います。

6ページでございます。中間とりまとめの御提言を受けて、2つの事業を創設させていただきましたので、報告させていただきます。

放課後居場所緊急対策事業として、待機児童となっている高学年児童を主な対象としたもの。放課後、学校から児童館に直接来館する事業を活用したものでございます。いわゆるランドセル来館という事業でございます。

7ページにつきましては、小規模多機能・放課後児童支援事業として、保育所等での小規模な預かりを行う事業を創設しました。

続きまして、資料5でございます。「児童館について」でございます。本専門委員会で児童館についても御議論をお願いしたいと考えております。

3 ページを御覧ください。児童館については、若干減少傾向にあります。昨年度の実態調査では、施設の老朽化、少子化等が理由に挙げられております。令和2年10月1日現在、約4400館あり、児童福祉施設としては保育所に次いで数が多い状況となっております。

6 ページを御覧ください。平成30年に「児童館ガイドライン」を改正し、地域のこども・子育て支援に資する児童福祉施設としての機能拡充を目指しているところでございます。

11ページから12ページにつきましては、過去の調査から、児童館におけるこどもの居場所づくりや、福祉的課題への対応についてまとめました。改正した児童館ガイドラインの効果等について検証していただければと考えております。

13ページを御覧ください。今後の児童館のモデル的な取組に対する補助を開始したところでございます。

14ページから15ページを御覧ください。さきの国会で児童福祉法改正法が成立しました。この中で、身近なこどもの相談機関として地域子育て相談機関や、児童の居場所づくりとして児童育成支援拠点事業などが掲げられており、児童館での実施も期待されるところでございます。

また、参考資料にもあるとおり、こども家庭庁の基本方針において、児童館は学校でも家庭でもない、第3の居場所、サードプレイスと位置づけて、推進することとしております。多様な居場所の中で児童館が果たす役割は何かを検討する必要があると考えております。

資料6でございます。ここまでの中でも触れましたが、論点としては以下のことを考えております。

まずは、放課後児童対策についてとして、放課後児童クラブの待機児童についてでございます。そして、「新・放課後子ども総合プラン」における一体型の推進についてでございます。

続いて、今後の児童館の役割等についてでございます。さらに、放課後児童クラブ、児童館の両方にかかりますが、障害児に対して、インクルージョンの推進についてもございます。また、総括する段階ではなく、現在進行形であります新型コロナウイルスの感染対策についても、記録として残してまいりたいと考えております。

なお、先ほどもお話ししましたが、こども家庭庁につなげていくために、本委員会における議論の状況を今年度末までに取りまとめたいと考えております。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

今、事務局のほうから放課後児童クラブ、児童館を中心としたこどもたちの放課後児童対策の現状などについて、足早ではありましたが、御説明がありました。今日は、先に今後の議事の進め方をお伺いしてから、議事に入っていきたいと思っております。

○里平課長 では、資料7の御説明をすればいいですか。分かりました。

また子育て支援課長の里平です。事務局より、資料7「スケジュール（案）」につつま

して御説明させていただきます。

冒頭挨拶でお話ししましたが、今年度末までに議論の状況をまとめていきたいと考えております。年度内に5回の開催を予定しております。次回は、第12回として、7月下旬に待機児童対策に対する議論。13回は、9月頃、一体型や障害児の受入れに対応する議論を行い、その後、14回、15回で議論の整理を行っていききたいと考えております。

続きまして、関連する調査研究事業につきましてもお示ししておりますが、専門委員会の論点と連動した調査を実施していきますので、中間報告等をしていきたいと考えております。

なお、児童館については次の議題にかかりますが、ワーキンググループを設置し、集中的に議論していただき、専門委員会に報告していただきたいと考えております。

○柏女委員長 ありがとうございます。すみません、全体像が見えたほうがいいのかと思ひまして、先に説明していただきました。また、最後のほうで、今後の流れ等については、詳しく事務方のほうから説明をしていただけないかと思ひます。

それでは、事務方とも御相談させていただきましたので、今日は専門委員会再開後の初回ということもありますので、委員の皆様方に今の事務方の報告や論点なども踏まえつつ、今後の放課後児童対策に関しての御意見を頂戴できればと思ひます。事前に御案内もさせていただいているようですので、資料を御提出されていらっしゃる委員もいらっしゃいます。その中で、5分ぐらいの時間をそれぞれ取りたいと思ひますので、意見書の提出をされた方は、その5分以内の時間の中で資料の御説明も併せてお願いできればと思ひます。

また、今の事務局から御説明のあった資料についても、何か御意見があれば、併せて御発言いただければと思ひます。今、申し上げましたように、皆様に御発言いただくのはお一人5分程度以内という形にさせていただければと思ひます。皆様方、熱い方が多いので、時間が過ぎてしまうこともあるかなと思ひて、私は最後に時間調整のためにさせていただきたいと思ひますので、私の時間を残していただければありがたいですけれども、そんなふうに私は最後にさせていただいて、そのために発言の時間がなくなるかもしれないと思ひて資料を用意させていただきましたので、後で見えておいてねと言えれば数十秒で済みますので、時間調整の役割を果たさせていただければと思ひます。

それでは、皆様方に委員名簿がお配りされているかと思ひますので、名簿順にいただければと思ひます。最初に、安部委員、お願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○安部委員 ありがとうございます。安部です。

資料9-1を御覧になっていただいてもよろしいでしょうか。本委員会での議論を進めていくにあたって大切にしたい視点を4つご提示させていただければと思ひます。「子どもの権利の視点からみた放課後の課題」と書いてあるものです。

まず、1点目ですけれども、こども権利保障の視点で議論することが重要であるということ。今般、こども基本法、こども家庭庁設置法が成立しました。また、本専門委員

会の中間とりまとめでも、子どもの権利条約、子どもの最善の利益、子どもの意見表明・参加が重要なキーワードとして出てきていたかなと思います。放課後を考える上でも、これらは重要であるということを確認したいというのが1点目です。どうしても、政策の議論というのは、数が多い、効率が良い方へひっぱられてしまうので、数が少なくても権利の視点から考えることで、こどもが幸せになる放課後の在り方を考えるということをお大切にしたいです。

2点目、数が少ないということであれば、障害のあるこどもたちについても、これまでは余り議論されていなかったかなと思います。

これに関して、国連子どもの権利委員会による日本政府への第4～5回総括所見では、放課後児童クラブにおけるインクルージョンに言及がなされています。先ほど課長からの説明もありましたが、医療的ケア児を含めて、まずは実態把握をして、こどもの声を含めて検討していく必要があるのではないかとというのが2点目です。

3点目は、評価です。放課後児童クラブの自己評価、それから、特に福祉サービス第三者評価基準、放課後児童クラブ版、児童館版があると思いますが、これらの周知・活用がどれだけなされているのかが気になります。特に、利用者評価、こども自身の声を聴きながら評価して、放課後のこどもの権利保障のサイクルを確立していくことが必要なのではないかなと考えています。

4点目です。こどもの居場所についてですけれども、先ほどもありましたが、地域の児童館あるいは放課後児童クラブというのは、家庭・学校に続く第三者の居場所として、サードプレイスという言われ方もしますが、こどもにとって非常に身近な大事な場所です。これに対して、大型児童館はどうなのかなと考えたときに、私、ずっと疑問に感じていたことがありまして、大型児童館の多くはこどもが一人でも行ける距離にはありませんし、身近な第三の居場所かといわれると少しちがうのではないかと。とはいえ、こどもにとっては何度も何度もリピートして「また行きたい！」と思える、非常に大事な場所だったりします。

大型児童館について、私は、サードプレイスというよりもアジールなのではないかなと感じています。このことに関して、大型児童館の役割をもう少し明確にしてもよいのではないかなと考えています。大型児童館は、大型ではあるのですけれども、こどもの声を直接聴くことができる場です。現場を持っていることの意味というものを考えることができたらというのが1つです。

放課後児童クラブ、児童館、大型児童館、いずれもこどもの権利の「とりで」であると思うのですが、先ほど資料4にもありましたが、本来は、様々な放課後の居場所全体が権利のとりでになるべきなのかなと思っています。例えば、全国で2000か所ある児童遊園の使い方を、こどもの意見を聴きながら決めていくような取組があってもよいのかなと思うのですけれども、その辺りも含めて検討できたらなと考えているところです。以上です。
○柏女委員長 ありがとうございます。論点も絞って、また新しい論点なども提示いた

だいたかと思えます。

事務局にお願いなのですが、これから恐らくほかの委員の方々の御発言も含めて、こうした議論が大事なのではないかと、論点が提示されるのではないかと、それを取りまとめの上で、次回などにお示しいただければと思えます。よろしくお願いいたします。

○里平課長 承知しました。

○柏女委員長 安部委員、ありがとうございました。

続きまして、池本委員、お願いいたします。

○池本委員 私のほうは余り整理されていないのですが、まず、安部委員から御発言がありましたこどもの権利を重視するという視点。

それから、障害のあるこどものことについては、私も非常に強い問題意識を持っておりますので、ぜひ議論したいと思っております。

それから、評価のことも、保護者から見て安心できる場になっているかといったところで評価すること。及び、その評価結果を保護者に知らせるようなことについても、個人的には期待しているところです。

あと、今、最初に御説明があった新しい事業のところ、小規模多機能・放課後児童支援事業ということで、小規模についても事業化されたということで、これは非常によいことだなと思えました。私も以前から、家庭的保育というのが乳幼児向けにつくられているのですが、むしろ小学生のほうで家庭的保育を広げたらいいのではないかと、これにそれが入っているのかが、すみません、今、分かっていないのですけれども、もうちょっとインフォーマルというか、それこそクラスのお母さんが定期的に面倒を見るとか、そういう柔軟な、小規模な取組が広がるということをおもいました。

以上が御発言に対するものなのですが、あと、最近、私のほうで調べて感じておりますのは、今、一体型が足りないとか、待機児童が何人という人数とか量の話が多くなりがちなのですけれども、本当にそれがあつたとしても、そこで子どもたちが楽しめているかというところが非常に心配です。

例えば、北欧の図書館の話をお伺いしましたら、北欧の図書館では、とにかく全ての図書館でSwitchなどのコンピューターゲームができる。御飯を食べたり、お茶を飲んだり、おやつも食べていい。飲食自由、おしゃべり自由ということでした。日本の児童館みたいな場所になっているということだと思っております。ところがこどもたちの居場所になっていて、宿題なんかも、塾へ行けない子などはそこで見てもらって大学へ進学するといった場所に図書館がなっていることを聞いて、日本の児童館と図書館の関係とか、そういう北欧の図書館みたいな機能が今の児童館で果たしているのかなということ、例えば飲食がどうなのかとか、コンピューターゲームができるのかとか、そんなところがちょっと気になっているところです。

あと、インクルーシブな学童保育というところは、最近、ニュージーランドのインクル

ーシブ教育のことを少し調べてみたところ、そもそも放課後だけの話じゃなくて、学校教育のほうが海外はかなり進んでいて、日本は分離というか、もちろん、特別支援教育で丁寧にするということはできていても、それが別の世界に属しているというのが、ほかの国と比べると違いがあると思います。なので、障害のないこどもにとって、障害のあるこどもを全然見る機会とか、接する機会がないということもすごく問題で、放課後でもそういう接点がないということは非常に問題が多いなと思っています。

ただ、インクルーシブな、障害のあるこどもも遊べる公園づくりなんかも、少しずつ日本でも出てきているようですので、そこは公園など、あらゆる社会の環境を視野に、また学校教育のほうが分離したままだと、放課後でうまくいくのかということとかもちょっと気になっているところです。

あと、すみません、資料を見切れていないところもありますが、障害のあるこどもの放課後児童クラブの数字は出ていたのですけれども、放課後等デイサービスというものもすごく増えていると思いますので、民間がやっているそういうサービスの現状などについても、ちょっと見ながら議論できなればなと思っています。

まとめませんが、あと、個人的な関心としては、放課後のクラブをどうするかとか、児童館をどうするかというより、どう地域全体を放課後仕様にしていくかみたいところで、例えば移動がこどもたちにとってしやすくなっているか。移動が大変だから、家の前の道路で遊べるようにするとか、前も言ったかもしれないですけども、キックボードで、その時間だけは児童館まで行っていいよとか、そういう柔軟な移動とか安全な移動という辺りも考える必要があるかなと思っています。

すみません、まとまっておりませんが、私のほうからは以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

またこれも事務局にお願いで申し訳ないのですけれども、今、話がありましたような、放課後等デイサービス自体の資料については、障害児通所支援の在り方検討会の報告書の中には、何倍に増えているという、5～6倍に増えているのではないかと思います。という話がありますけれども、議論のときで結構ですので、関連する施策の状況についても、改めてまたお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

池本委員、ありがとうございました。幅広い視点を提示いただいたので、助かりました。ありがとうございます。

続きまして、植木委員、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○植木委員 植木でございます。よろしく願いいたします。

私からは2点です。

まず、1点目は、待機児童対策に伴うマンパワーの確保の課題でございます。特に、放課後児童支援員の養成、及びその職員の確保、あるいはその養成の推移等に関しましては、資料3の9ページにその推移がグラフで載っております。これを見ますと、順調に放課後児童支援員等の養成が伸びているように見えます。しかし、一方で現場の声からは、なか

なかマンパワーが確保できない、足りないということが頻繁に聞こえてきます。この辺り、マンパワーの養成が確保されているのかどうか、あるいは十分なのかどうかということについての子育て支援課の認識を一度確認しておきたいと思いますし、同時に、確保の具体的な方策について、一度検討しておく必要があるのではないかと思います。

なお、中間とりまとめにおいては、その人材を確保する観点から、大学等における養成の在り方などについて研究を進めていくことも考えられるという内容も盛り込まれております。ここまで踏み込めるかどうか分かりませんが、より具体的な議論を進めていくことは必要かなと考えられます。

2点目は、今後の児童館の役割に関してです。冒頭の里平課長の報告の内容の中に、児童館の数、これは保育所に次ぐ規模だという報告がございました。これは有効に活用すべきだろうと考えられます。児童館は、原則的には全てのこどもを対象にする児童福祉施設ですけれども、近年の各種研究結果からは、そこにとどまらない、地域やこどもたちの福祉的な課題への対応がどうやらできるということも明らかになっております。そうした児童館のこれまでの機能に加えて、新たな地域へ、あるいはこどもへの対応に当たる役割ということも検討が必要なのではないかなと考えられます。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。私も植木委員と同じく、大学の専門職養成現場にいますけれども、社会福祉学科では、他の分野の、例えばヘルパー資格などは夏休みに資格を取ってしまうわけですね。同じように、放課後児童支援員も、私、保育養成校の現場なので、そこでも家庭福祉を教えています。例えば夏休みに放課後児童支援員認定資格研修などがあれば、きっとモチベーションが在学中にかなりできるかな。資格の説明はしても、まだ取れないでしょうという形になってしまうので、夏休みに研修を受ければ取れますよという形にすれば、放課後児童クラブに就職する学生たちもかなり増えていくのではないかと思います。

ですので、そんなことも併せて、今、植木委員がおっしゃったことに触発されたのですが、検討していけるといいのかなということを思いながらお話を伺ってございました。植木委員、ありがとうございます。

引き続きまして、小野委員、お願いいたします。

○小野委員 小野です。よろしくお願いいたします。

私は、放課後児童クラブの現場で働く支援員としての立場で、こちらのほうの委員会にも参加させていただいていますので、現場のいろいろな状況をお伝えできればいいかなと思っていますが、以前の中間とりまとめの委員会以降、放課後児童クラブのほうですけれども、新型コロナウイルスの感染症という大きな世の中の流れの中で、放課後児童クラブ自身の社会的に求められる役割の意味合いがすごく大きく変化したのではないかなと感じています。小学校が臨時休校になる中でも、放課後児童クラブは、それこそ保護者の働く権利を守るために、保障するためということで開設し続け、私もずっと放課後児童クラ

ブの中でこどもたちと生活してきました。

当初、学校が休校になるのに、なぜこどもたちは放課後児童クラブに来るのかということ、みんなのお父さん、お母さんはお仕事で働いているから、放課後児童クラブに来なければみんなの生活が守れないねという話もしながら、でも、感染症は心配、それこそ命に関わる状況がある中で、みんなが集団生活していくこと。3密という言葉で、こどもと話し合う場面が本当に多かったのですが、こどもたちでできることを一緒に考えながら安全な生活をしていこうということを話しながら生活しました。

ただ、何をどうしていいのかわからない。現場も開けてこどもたちを受け入れなさいということでしたけれども、本当に何をしたいかわからないということで、できることを、そこにいるこども、支援員、保護者と一緒に考えながら生活していきました。マスクをしながら生活することで感染が防げるか、こども同士の距離を取ることを少し考えながら、遊具の配置を考えて生活環境をつくっていかうとか、放課後児童クラブの生活は、こどもたちはくっついて、じゃれ合って、距離に関係なく生活することが多い。そういうこどもたちの生活がありましたので、命と安全を守るということを土台にしながらの部分を模索させてもらって、今があります。

あれから2年半ほどたっていますけれども、まだまだ解消されてきたわけではありませんが、この間の私たち放課後児童クラブが考えてきたことというのは、土台にあったのは、こどもたちのためにどんな生活をつくっていったらいいのか。命を守る部分と、こどもたちのわくわくしたい、伸び伸びしたいという気持ちをどう守っていくのかということ、私も一生懸命考えながら現場で日々を送ってきたなということを振り返っています。

また、保護者の方も、実は仕事の関係で放課後児童クラブに預けなければならない。ただ、それこそ世の中は自粛要請が出ていて、自粛要請がある中でこどもを放課後児童クラブに預けるのがよいのか、それとも、自分は仕事に行くけれども、家で留守番をさせてこどもを過ごさせるのがいいのかと、すごく葛藤されている保護者の姿もありました。今、思うと、そういう部分では本当にどうしていいのかわからないというのが、大人もこどももいろいろな場面であったのだなということを考えています。

これから、また考えていかなければいけないことがいっぱいあると思うのですが、私はこの間の新型コロナウイルスのいろいろな状況の中で、放課後児童クラブが本当にその役割の原点に立ち返って、一つ一つ振り返る場面をもらったなと思っています。以前とは違う生活になっています。例えば、おやつ時間です。毎日、放課後児童クラブにあるおやつ時間というのは、こどもたちが食べ物を食べながら、にこにこしながら、おしゃべりしながら、ほっと一息入れる食事の時間だったのです。でも、今は食事の時間は黙食、静かに食べますよという話を私はこどもたちにしています。ですので、食事が始まってマスクを外すと、こどもたちは静かに頑張って食べるという感じで食べているのです。

ですので、やらなければいけない、安全、命を守るために黙食は大事なのですが、こどもたちが「いただきます」をした後に、今日はこんなおやつがあります。おいしく味

わって食べてくださいねと言いながら、食を楽しめる部分も子どもたちの日々の生活につなげていけたらいいかなと思っているのですけれども、放課後児童クラブで大切にしている役割はどんなものが原点としてあるのかということのを改めて考えながら、この委員会のほうにも参加させていただければいいかなと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。現場でのお取り組みに本当に心から敬意を表したいと思います。2年前の2月に突然一斉休校になって、学校はがらがらなのだけでも、放課後児童クラブが超密状態に置かれて、寒い日に学童にいますと、なぜ子どもたちはこんな吹き曝しの寒の中に閉じ込められなければいけないのかと思って、今でもちょっとトラウマになっています。

そんな中で、いろいろな我慢を強いられる子どもたちに、何とか笑いの場を提供していきたいということで、私の児童クラブでも、ヒヤリハットを職員たちはよくやるのですけれども、ヒヤリハットよりは、もっと子どもたちの楽しいこと、あるいはほっとすることを集めたいなと思って、「にやりほっと」というのを始めています。いろいろな子どもたちの声を拾い集めて、にやりとしたり、ほっとしたりするような出来事を集めていっています。それぞれが本当に工夫されていらっしゃるのではないかと思います。

今日、傍聴の方々の中にも現場の先生方が多くいらっしゃるのではないかと思います、心より敬意を表したいと思います。それらに応えられるような専門委員会にできればと思います。ありがとうございました。

続きまして、金藤委員、お願いいたします。

○金藤委員 金藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは3点、本日は申し上げたいと思います。

1点目は、放課後子供教室、放課後児童クラブの一体型の推進の中でも、特に学校施設の利活用の促進についてです。厚生労働省所管の放課後児童クラブと、文部科学省所管の放課後子供教室の一体型の推進に当たっては、両事業の実施場所として最も利用される割合の高い学校施設の利用が極めて重要であると、改めて思っております。

令和2年3月31日付で、厚生労働省と文部科学省の関係部局の連名で「新・放課後子ども総合プランの一層の推進について（依頼）」とする事務連絡がなされております。その事務連絡では、学校施設の一層の活用促進を図ることと、子どもたちに体験を通じた多様なプログラムの提供を求めています。併せて、放課後に学校施設を活用する場合、その管理運営責任は学校側ではなく、各市町村の教育委員会や福祉部局にあると明記しております。

しかし、残念ながら、そのような国から出された事務連絡の内容が十分に県や市町村の関係部署に認識されていないように思います。当然ながら、放課後支援の現場である学校の管理職や教員など関係者も、学校施設の利用の管理運営責任に対する国の通知を認識していない場合が多いと言ってしまうと思います。その結果、依然として、学校施設の利活用

は極めて限定的なままであり、国の目指す徹底的な活用とはほど遠い状況にあると思っております。国の目指す学校施設の徹底的利用の意味を、私は学校の特別教室を含めた学校施設全体の利活用の促進であると捉えております。

日本の学校は、非常にすばらしい教育施設と、優れた教材・教具をたくさん有しております。それらは、地域の重要な学習資源ですので、正規授業のみでなく、放課後プログラムでも積極的に今後、利用されていくべきであり、国の方針が地方公共団体の関係部局や学校に届くように働きかけを行っていただきたいと考えております。

また、私どもは、学校施設で言われるところの余裕教室の捉え方に大いに疑問を有しております。小学校・中学校・高等学校を併せて、少人数クラスを実現する関係で、余裕教室がほとんどなくなっているというのが、学校施設の利活用が進展しない1つの理由とされていますが、なぜ下校後の教室をもっと利活用できないのだろうかということでもあります。そうした特別教室を含む様々な学校施設というものが、放課後のこどもたち、そして地域住民の利用にさらに供されるべきではないかと思っております。こうしたことを、ぜひ地方公共団体の関係部署が中心となって、責任を持って、放課後の学校施設の管理運営を行う体制整備を行っていただきたいと思っております。

2点目は、そのこどもたちを対象とするプログラムの質保証ということでございます。質の高い多様なプログラムを提供するには、プログラム評価のための基準とか指標づくり、また、そのために必要となる人材の育成や配置というものが必要であり、また先ほど申し上げた管理運営体制の整備が必要だと考えております。プログラムの提供は、現場の指導員やボランティア任せにするのではなくってほしいと思いますし、こどもに放課後プログラムを提供するに当たっては、個々の児童生徒との話し合いを通じて、個々に決定する手続というものが当たり前になってほしいと思います。

そのためには、例えばプログラムコーディネーターといった専門性を有する人材配置が必要だと考えます。そうしたスタッフの育成・配置を政策として検討し、展開していただきたいと願っております。

そして、3点目ですが、質の高いスタッフあるいはボランティアを配置するために寄与する中間支援組織の拡充ということでございます。放課後支援のための人材確保は、児童クラブ、子供教室、児童館、全てに共通する課題であると思います。その対応策の一つが中間支援組織の拡充ではないかと思っております。

1つの事例として、令和4年4月から公益財団法人に移行した東京学校支援機構という組織があります。この法人は学校支援をうたっておりますが、児童生徒の放課後支援の面でも期待できる活動に取り組んでいただけないかと思えます。様々な特性を有する有償ボランティアを、児童生徒の多様な活動支援のために派遣する中間支援組織は、今後、東京のみではなく、全国で展開する必要があるのではないかと思います。そうした中間支援組織の拡充が、放課後プログラムの質保証にもつながるのではないかと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございます。とても大切な論点を3つ御提示いただきました。ありがとうございます。特に、今回、学校現場との協働関係などの議論に当たっては、文科省よりオブザーバーとして御参加いただいておりますので、適宜、御意見をいただいたり、資料等を頂いたりして共通理解を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、光真坊委員、お願いいたします。

○光真坊委員 ありがとうございます。光真坊でございます。一般社団法人全国児童発達支援協議会理事をしております。

この団体は、児童福祉法に定める障害児通所支援を行う全国の事業所522か所が加盟しております。障害児支援は、主に未就学のお子さんへの発達支援、療育を行う「児童発達支援」のほか、放課後及び長期休暇中の支援の場としての「放課後等デイサービス」、保護者の申請に基づいて放課後児童クラブ等へ出向いて後方支援する「保育所等訪問支援」などがあります。

私の現職場ですけれども、私が所属する社会福祉法人ゆうゆうが品川区から指定管理者として指定を受け、品川区立品川児童学園という児童発達支援センターを運営しております。児童発達支援のほか、発達障害に特化したソーシャル・スキル・トレーニングを行う放課後デイサービスのほか、特別支援学校等に通うお子さんの保護者の就労支援、レスパイトを目的とした日中一時支援も行っているところです。長期休暇中は、朝8時から午後7時まで開所しています。

個人的には、放課後児童クラブ運営指針解説書の作成研究、及び放課後児童支援員認定資格研修に係る映像教材の作成にも関係させていただいたところですが、障害児支援の立場から、この検討会に協力できたらと考えております。

障害児を取り巻く状況ですけれども、新型コロナウイルス感染症で学校閉鎖になった際、国から通知に基づき、放課後デイサービスや日中一時支援も放課後児童クラブと同じようにこどもたちを支えてまいりました。文部科学省の資料では、現在、義務教育段階にある児童生徒数は、この10年間で1割減少する中で、特別支援教育を受ける児童は約2倍になっております。特に、小・中学校の特別支援学級や通級指導の方が非常に増えています。軽度の知的障害や発達障害のあるこどもが増え、医療的ケア児も新たに受入れが始まるなど、放課後児童対策における障害児への対応は、今後、課題になってくるものと思っております。

障害児通所支援である「放課後等デイサービス」についても、この5年間で約3.2倍に急増しており、放課後支援のニーズが高いことが分かっております。放課後等デイサービスは、放課後の育成支援や居場所としての機能よりは、これまで発達支援の枠組みで整備されてきた経緯もあり、1時間の訓練的な支援を行うところから、社会参加や余暇を中心とした長時間対応もできる事業所まで、本当に様々な形態の支援が存在しています。放課後等デイサービスは、今後、支援内容や形態等で整理されることになっております。

「障害児通所支援の在り方検討会」では、柏女先生が座長を務められ、こどもの権利擁

護、インクルージョンの推進、障害児支援はインクルージョンの推進を後方支援する専門的役割を担うことが基本理念として打ち出されました。インクルージョン、共生社会の実現の観点から、障害のあるこどももできる限り放課後児童クラブ等の一般施策の中で包容・包摂されることが望ましいと、私たちも考えています。

その上で、ニーズによっては、障害児支援も選択・併用できることが大切であると考えています。一般施策と障害児支援の相互乗り入れを進めたり、放課後デイサービスは18歳まで利用できるのも、放課後児童クラブを利用終了後の放デイへの移行も含めて、丁寧な引継ぎ、コーディネートが必要ではないかと考えております。

放課後児童クラブで、障害のあるお子さんの受入れを進められるように、「保育所等訪問支援」を利用して後方的・専門的に支援することが可能なのですが、放課後児童クラブへの派遣については、まだまだ進んでいないのではないかと感じております。今後は、放課後児童クラブ等に「保育所等訪問支援」の利用方法を周知したり、放課後児童クラブに訪問して行った実践例などを収集したりすることを通して、障害児支援とのコラボを実現できたらと考えております。保育所等訪問支援ではありませんが、岡山県では学童保育と作業療法士会とのコラボによる実践も盛んに行われていると聞いております。今般の児童福祉法の改正によって、今後、児童発達支援センターは地域の障害児支援の拠点として、放課後児童クラブ等へも積極的に専門的支援を行うことが期待されており、支援員のスキルアップを行うほか、放課後児童クラブ等が児童発達支援センターとうまく協働してけるような工夫や枠組みが必要ではないかと考えています。

私からの意見は以上であります。ありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございます。先ほど事務方の御説明でもインクルージョンの問題、障害を持ったこどもたちが放課後児童クラブで5万人でしょうか、数が増えているということはありましたけれども、そもそも障害手帳を持ったこどもたちの数が増えているということ。それから、放課後児童クラブそのものに通所するこどもたちが格段に増えていること。さらには、障害を持ったこどもたちを育てていらっしゃる保護者の方の共働き率、就労率が非常に上がっているということなどの要素を加えると、必ずしもインクルージョンが進んでいるとは言いがたいのではないかとこの感じもいたしております。

特に、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの渡り廊下をもっと太く、しっかりとしていかなければいけないかなということ、光真坊委員の御意見を伺いながら感じておりました。ありがとうございました。

続きまして、清水委員、お願いいたします。

○清水委員 皆さん、こんにちは。清水です。よろしくお願いたします。

中間とりまとめまでの間、参加させていただいて、資料4に示された多様な取組を用意するというのは非常に大切であるということなのですけれども、中間とりまとめまでの間に、果たしてこどもたちはその多様な取組に望んで参加しているのだろうか。本来は、学校教育と離れた場所で、体を休めたり、自由に遊んだり、1人で過ごすことや、大人に干

渉されない時間も必要なのではないかという意見も出たのではないかと思います。こういうことを少し視野に入れながら、対策について、考えていきたいと思っております。

私は、ふだん、放課後児童対策の担い手である保育者の養成を行っておりますが、6月18日に（一社）全国保育士養成協議会の総会というのがあり出席してました。行政説明の中で、こどもを支える人口の減少、地方部では、公立保育所や民営の保育所の統廃合が進んでいるという報告もありました。この専門委員会の参考資料5のP13辺りにその文言が出ておりますので、お手隙のときに確認していただければと思います。放課後児童支援員についても、様々な委員から担い手不足であるというのが御指摘されてますが、更なる処遇改善ということも1つ考えられる方向ではないかなと思います。

すでに、処遇改善も検討されていますが、この先、更なるインクルージョンやダイバーシティの推進を考えているときに、質的な向上が必要であるということは間違いのないと思います。そのときに、キャリアアップの推進をより進めていくということも必要なのではないかなと考えております。

そのほか、質的な向上であれば、もう一つ、ハラスメント事案に対する対応も、地域と放課後児童対策を行っていくことを考えると、さらに考えていく必要があるのではないかと思います。

一体型の推進に関しては、この名称が総合型とか連携型とか、これはいろいろ考えられるのではないかなと思います。また、小学校の統廃合ということも1つにらんでいく必要があるのではないかと思います。さらに、中学校の運動部の地域移行ということもこの先、考えられると、この一体型・連携型あるいは総合型を推進する担い手をどう確保していくのか。地域における人材（担い手）の取り合いになるということが考えられますので、その点についても考えていかなければいけないのではないかと思います。

今回の専門委員の中にも、現場の先生や行政の方も多く参加されていると思っておりますので、この一体型あるいは連携型・総合型と言われる問題点であるとか障壁と言われているものの分析を現場の方からお聞きして、その対応策について何らかの方向性が示されるのが望ましいのではないかなと考えています。

また、インクルージョンに関しても、障壁や問題点について、例えば加配や設備ということについても、国の補助のほかに、実際、何が問題になっているのか。受入れのときにどういうことが課題になるのかというのを、明らかにして対応していくことが必要なのではないかなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございました。今、清水委員のほうから、学校現場そのものが運動部の地域移行など、変わり得る可能性がある。それが子どもたちの放課後生活にどのような影響を与えるのか、そのことも考えていかなければいけないのだなということを改めて感じることができました。そういう意味では、本年度内に解決できるかどうか分かりませんが、次世代に送っていく重要なテーマではないかなということを感じさせら

れました。ありがとうございました。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木(安)委員 静岡県の子ども未来課の鈴木です。よろしくをお願いいたします。今回、初めてということで、私がこの委員に選定されたのも、多分、静岡県の待機児童が非常に多いからなのかなと推測しております、冒頭は本県の状況についてからお話しさせていただければと思っております。

5月に待機児童の調査を毎年やっておりますけれども、静岡県では待機児童が令和3年度には、803人ということで報告されております。うち、静岡県の政令市である浜松市が343人いまして、全体の43%を占めている。もう一つの政令市である静岡市と浜松市を合わせると443人ということで、県内の55%を占めてしまうという状況にはなっております。全体の施設の充足状況というところで、新設とか改修という整備状況も順調に伸びているのですけれども、その状況としまして、毎年20前後の施設を新設。それから、既存施設の改修も10前後あるということですのでけれども、それによって、年間700人から1000人分ぐらいの定員増を図っている状況です。

では、なぜこのようにクラブ施設整備を着実に進めていて定員増をしていても待機児童が減らないのかというところを、県としてもいろいろ考えております。自治体の運営をしていただいている市町のほうからヒアリングしますと、整備に伴って、逆に潜在ニーズが掘り起こされる。特に、新しいところが増えて入れるならば、今、入っている1、2年生だけじゃなくて、3年生、4年生、また継続して、もうちょっと高学年までという形で、申込みの増加が非常にあると市町のほうからはお話がありました。ほかにも、地域的な子育て世帯の流入なども考えられるのですけれども、増加要因については、今のところは明確なものが見込めていないということです。

特に、本県の場合、待機児童全体の7割が3、4年生となっている。もう一つ、原因としまして本県のほうで考えていましたのは、利用料金が安過ぎるのではないかと想定しました。と言いますのも、先ほど申し上げました浜松市が、県の中でも利用料金が3000円ぐらいからで、安いということで、ほかの市町については7000円から1万円ぐらいなのですけれども、非常に安いというところもあったのですが、頂いた資料を見ますと、全国の平均でも五、六千円とありましたので、そうなると浜松市も安過ぎるわけでもないのかなということちょっと考えてみました。

先ほど来お話がありました新・放課後子ども総合プランとか、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施についてですけれども、委員からお話もありましたとおり、本県でも県の教育委員会、それから各市町の教育委員会になかなか浸透されていないのかというのは、ちょっと実感としてあります。と言いますのも、昨日、推進委員会が開かれて、うちも担当のほうに参加させていただいたのですけれども、その中で、市の教育委員会の方が、それは何ですかという形で知らなかったということもありました。実際に、プランの周知というのはなかなか徹底されていないというのが実感です。

あと、こちらのほうで考える課題としましては、特にほかの児童支援員の課題を挙げていきたいと思います。放課後児童支援員につきましては、養成ということで研修などもやっていて、養成数は着実に増えてきているのですけれども、先ほども言ったように新設も多いということで、新設があれば配置されるというところと、あと、一定数は離職してしまうという現状があります。その離職の理由としましては、1つは高齢化。クラブが実際に開いている時間というのは比較的短時間ではあるのですけれども、お子さんを相手に身体的に非常にハードということで、また、最近では、障害のあるお子さんたちを受け入れるということで、知識も身体的にもハードということで長続きしていかないので、研修で養成しても、さらにまたそこが減っていってしまう。また、新設の施設ができて、そこに配置されてしまうと、また不足になってしまうという循環になっております。

本県の障害児の受入数ですけれども、全クラブ数739の約半数、356が障害児の受入れをしているクラブということになっております。

あと、先ほど処遇改善のお話もありました。制度としても処遇改善が始まりましたけれども、聞こえてくる声としましては、支援員の多くが扶養の範囲内で働くことを望むために、給与を上げると勤務日数を少なくしてくださいという調整が入ってきてしまうということで、現場のほうは非常にジレンマがあるということで報告もされております。

あと、ちょっと本県として特徴的だなと全体で思ったところが1点だけあるのですけれども、頂いた資料の中に、運営の方法として公立民営というのが四十何%かあったのですけれども、本県としては、公立民営の形態が70%を超えるという状況で、ほとんどが運営形態として公立民営のところやっています。民立民営は8%ぐらいで、全国と違いがあるのかなということです。ですので、待機児童が非常に増えて、多いところもあるのですけれども、他県の状況、うまく待機を解消しているところの状況と本県との比較というのも、一緒にここで勉強させていただければと考えております。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

鈴木さんのほうからは、静岡県待機児童問題を中心とする施策の現状などについて、お話をいただきました。また、支援員の仕事の状況などについても説明していただきました。この放課後児童クラブは市町村事業ということですので、各自治体によって、かなりの格差がありますけれども、その一端をお示しいたきまして、ありがとうございました。

続きまして、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木（克）委員 調布市の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今、静岡県の鈴木課長のお話にもありましたけれども、恐らく私がこの場所にいさせていただいているのは、入会保留児童、いわゆる待機児童の数が東京都の中でも非常に多い自治体でありまして、そういった課題もありながらも、どういったこどもの放課後施策を打っていくのかといったところで、今回、出席させていただいております。

私からは、この仕事に就任して4年目になりましたけれども、1年目が新型コロナ感染

症拡大防止対策ということで始まりまして、こどもたちとの事業がほとんど中止になり、どのようにこどもたちと接していいか分からないという状況が、私の中では非常に大きな課題でございました。

その中では、今回、コロナのお話はそこまでは深く触れていませんけれども、事業が中止になって、こどもたちとどう接したらいいかというところでは、逆に事業がないからこどもたちと接することができ、一人一人に丁寧に対応できたのではないかと。そこから学ぶことがあったのではないかとということ、今、考えているところなので、東京都のほう、感染者が微増になっていますけれども、ここでマイナスだけでなく、感じたメリットというの、次の新たな事業に生かしていきたいと考えております。

コロナの話はこの辺に置きまして、私からは大きく6点にわたって簡単にお話しをさせていただきますと思います。

先ほど冒頭に触れました入会保留児童数の件です。我々のほうでは、公設民営、公設公営も合わせまして41施設の学童クラブを所管しております。7月4日には、また新しい学童施設が開設しますので、合計で42になりますけれども、その中では、現在、入会保留児童数として4月時点で公表している人数ですが、135人で、去年は234人の入会保留児童数でした。

これは、コロナ禍ということもあり、児童がなるべく密にならないようにするのと、感染対策を優先させたといったところでは、今まで定員を一部超過して緊急的に対応していたところを一切やめまして、234人という人数になり、今年4月からは、感染対策を我々のほうでもしっかり講じてきたというところで、18施設134人の定員の超過をさせていただき、135人になったところなんです。

調布市の行政の中でも、この入会保留児童数の問題に関してはまだまだ非常に大きな課題でありまして、施設のこれからの新しい開設と加えて、これからまた皆様方といろいろな議論が出るかと思っておりますけれども、放課後子供教室事業との連携であり、一体型、また児童館といった、学童クラブだけではなく、放課後子供教室事業、児童館という3つの施設が総合的にこどもの放課後の居場所として、できることであればというところで、全体的に我々は考えております。

その中では、放課後子供教室事業というの、今までのやり方がいいのか、また変えていこうということで、今年度、この夏に20年来使ってきた放課後子供教室事業、「ユーフォー」という名称があるのですが、この名称もこどもたちから募集し、こどもたちが放課後子供教室事業に対して何を求めているかという声も、同時に我々も集めて、来年4月から放課後子供教室事業、新たな魅力を増して出していこうと、今、打っているところでございます。

そのほかに、いろいろお話にもございましたけれども、今後の児童館のあり方というの、我々も非常に大きく考えております。市内に11児童館ございますけれども、令和8年度までに7児童館を民営化するということで、民間の活力も進めているところでございま

す。そういった今後の児童館の在り方というのは、我々のほうでも大きく注視しているところではございます。

それと、金藤委員さんからありました教育委員会、教育部との連携といったところでは、学校の施設の余裕教室の活用といった、放課後子供教室事業における校庭とか体育館の利活用ということについては、我々も非常に悩んでいるところではございます。連携して進んでいるところはございますけれども、現場の声を聴くと、もう少し学校の施設を使えればいいかなという声が非常に多いところではございます。

また、先ほどからもありますけれども、人材の確保について、我々も苦慮しているところではございます。特に、学童クラブは、受託事業者さんには御苦労をかけているところではございますけれども、人材がなかなかそろわない。昨年、国のほうからも処遇改善のところがあまして、我々も学童クラブと併せて、放課後子供教室事業のスタッフにも処遇改善を、市財を使って行ったところですがけれども、まだまだ厳しいという声も聞いているところではございます。

少し話が広がりを見せてしまいましたけれども、最後に、我々、障害の重い児童や集団生活になじみにくい児童の特性に対応できる障害児の学童クラブも、令和2年4月に開設しております。そちらも、先ほどからいろいろお話がございましたインクルーシブの問題といったところでは、職員も日々、体験、学びながら、苦慮しながら対応して、ようやく順調な運びとなっているところもでございます。調布市においては、入会保留児童数が多い中で、他の課題も抱えて、進むところはまだまだ高いところにあると思いますけれども、一步一步、確実に進めていこうかと思っております。

すみません、お話のほうも少し長くなりましたけれども、これからもまたどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

調布市の現状と課題、取組などについて詳しく御紹介いただきました。これからも折に触れ、御報告をお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 愛媛県の砥部町役場子育て支援課の田中です。よろしく申し上げます。砥部町が人口2万人ということで、地方の小規模な自治体の現状ということで少しお話しさせていただけたらと思います。ほかの皆さんと環境とか背景が若干違う部分もあるかと思いますが、お願いいたします。

まず、砥部町、小学校区が4つあります。1つが山間部のほうにありますので、過疎地域になっている校区。児童数です。0歳から18歳までが3000人強おります。幼稚園・保育所についてですが、幼稚園は公立が2つ、保育所も公立が2つ、それから過疎地域においては、認可外保育所、公立が1つ、認定こども園、公立1つと私立が1つという状況です。小学校については、それぞれの校区、4小学校があります。

続きまして、放課後児童クラブですが、こちらにも4施設ということで、各小学校区に1

つつあるという状況です。放課後児童クラブについては、基本的には小学校区の中にちょっとしたプレハブのようなものを建てて、敷地内で運営しております。また、小さな校区ごとに少しずつクラスを分けるような感じにしておりますが、一部のクラスについては小学校の空き教室を使わせていただいているところもあります。

ただ、これまでも皆さんの御議論にも出てきたかと思いますが、こちらも小学校の空き教室を使っている部分については、将来的にいつまでも使えないかもしれないというところは私どもも言われておまして、空き教室、なかなか使えないというところも1つポイントとして挙がってきております。

あと、支援員の方や保育士さん、幼稚園教諭という人材を確保することが非常にしんどいというか、なかなか来ていただけないという状況が続いております。放課後児童クラブ等についても、面接等も行うのですが、退職されて再雇用を数年された人、63歳とか65歳を過ぎたような方が来ていただくということで、経験としては豊富で大変助かる部分はあるのですが、例えば夏休み、朝から晩まで、暑い中子どもたちはどんどん動き回りますので、そういうところになると、皆さん体力的にちょっとしんどいような話はよく聞かれます。

続きまして、児童館ですが、砥部町は4校区ありますが、児童館のほうは2つだけとなっております。1つは、高齢者の施設とシルバー人材センターと複合するような形で造っておりますので、高齢者と頻りに交流があり、児童館のほうで子どもたちが遊んでいるところに高齢者の方も頻りに来られて、「誰々じいじい」とか言いながら子どもたちが一緒に遊ぶというケースも多くなっております。

あと、児童館のほうでは、いろいろな取組とかイベント、コロナでなかなかできない部分もあるのですが、いろいろ開催したいということで、児童館合同で近くに県のとべ動物園と同じくこどもの城という大きな施設がありますので、2つの児童館合同でそちらに遊びに行く。あと、とべ動物園はシロクマのピースという人工哺育したシロクマがいて有名なので、シロクマの生態系が地球温暖化でどんどん狭くなってきているよということを、SDGsをテーマにして児童館の子どもたちが学ぶイベントも実施しております。

ただ、町の児童館は非常に規模が小さいので、そういうイベントに児童館の職員さん、子どもたちが行くと、拠点のほうの実際の児童館の先生がちょっと少なくなってしまう。閉めるわけにもいかないというところで、その辺りがしんどいところがあります。前は児童館が休みのときに先生方がボランティアで出てきてくれるといったケースもあったりしました。

また、夏休み中にできればと思っているのですが、動物のふんとか動物が食べ残したものを動物園が肥料・飼料にしているのですが、販売しているので、幼稚園、保育所、児童館、児童クラブでたくさん子どもたちがもらってきて、園の畑とかプランターに使って、食育といった考え方もできないかなというところで、いろいろ検討したりしております。できれば、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、児童館というところで、子どもたちがSDGs

に触れる機会を増やせたらなと思っております。

私、子育て支援課、2年目なのですが、その前は高齢者の担当の部署にいたのですが、高齢者施設、こどもの施設にネット環境がどこも全くないということで、非常に苦労しております。例えば、こどもたちですと、今、GIGAスクールなどで宿題もタブレットでしたりという状況になってくる中で、児童館とかにネット環境がないというところで、この辺りもどうにかできないかなということは考えているところです。

あと、インクルーシブというところですが、こちらは、今、幼稚園、保育所、それから小学校のほうでは重度のお子さんも受け入れたりしておりますが、放課後児童クラブとか児童館ではそこまでの状態にはなっておりません。これからちょっと出てくるかなと思っております。また、園などでの受入れだけに限らず、本町では幼稚園と障害のある方が通う施設との交流会を頻繁に持っております。そのため、こどもたちが障害者施設に行って、障害のある方といろいろな話をしたり、一緒に何かをつくったりということもしております。また、児童館のほうには障害者施設の方がたくさん来ていただいて、児童館に来た方と一緒に触れ合うという活動もしているところです。

このようなことで、本当にいろいろやりたいなと思うことがあるのですが、コロナでなかなかできない状況の中、少しずつ何かやっているといるという状況なので、コロナが落ち着いてきたら、交流も増やしていけたらなと思っております。

あと、地方なので、全部が小規模なのです。1つの小学校区は、小規模な宅地開発というか、住宅開発があると、そこに若い世帯の方が入ってきて、そこだけ急にこどもの数が増える。それ以外のところはずっと減ってきているのに、1つの校区だけ開発等で待機児童がぱっと出てしまうところもあって、それもある程度一時的というケースも考えられます。現時点での待機児童解消と将来の余剰については、非常に難しい対応になってくるかなというところもあります。

取りあえず、私のほうからは以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。小規模自治体の実情について、細かくお知らせをいただきまして、ありがとうございます。これからも折に触れ、御発言をよろしくお願いいたします。

続きまして、水野委員、お願いいたします。

○水野委員 一般財団法人児童健全育成推進財団の水野と申します。よろしく申し上げます。私どもの団体は、全国の児童館や放課後児童クラブを支援している全国団体になります。どうぞよろしく申し上げます。私のほうからは、資料9-2という形で提供させていただいておりますので、こちらを後ほど御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料5に児童館の資料がございました。児童館の資料の7ページになりますが、先ほど植木委員のほうからもお話があった福祉課題への関わりになります。児童館ガイドライン第3章の児童館の機能と役割の中ですとか、第4章の活動内容の4、8ページのほうになってしまいますが、福祉課題への対応の記載がございます。

また、11ページ、12ページですが、パーセンテージが記載されております資料がありますが、こちらのほうが平成28年度の資料となっておりますので、最新版という形で資料9-2のほうを御提供させていただきました。

では、そちらの資料のほうを説明させていただきたいと思います。2021年全国児童館実態調査といたしまして、全国の児童館へアンケートをいたしました。皆様のお手元にあります資料は概要版とさせていただきます。表にQRコードが記載されておりますので、詳細、たくさんありますので、ぜひ御覧になっていただけたらと思います。

ページを開いていただきまして、左側の下の部分でございます。配慮を必要とするこどもが利用する児童館の割合がこちらのパーセンテージに表れております。こちらのほうを見ましても、障害のある児童ですとか悩みを抱えているこどもさんなどの利用があるということが明らかになりました。私ども当財団が行った、このような実態調査からも見える福祉課題への対応については、今後、児童館がより中心的に担っていく役割で、重要ではないかなと考えております。

また、ほかにも、右側のページの左、こどもが意見を述べる場の提供の割合につきましても数字が上がっております。また、こどもの声を聴くということに関しましては、こども家庭庁の基本方針の中にもこどもの声を聴きますということが記載されておりますが、児童館がこのようにこどもの意見を述べる場の提供として位置づいているということが表れているのかなと思っております。

反対に、右側のこどもが参画する取組の実施割合につきましては、先ほど皆様からお話がありましたように、コロナ禍ということで、地域の方と何かをするとか、そういう参画する機会が減ってしまったことが一つの要因ではないかなと推測されます。

ほかにもたくさんのグラフがありますが、こちらの調査は多くのお問合せがありました。関心の高さがうかがえるのかなと、私ども当財団も感じさせていただきました。

そして、またちょっと別のお話になりますけれども、子供・若者育成支援推進大綱というほうにも児童館の積極的活用ということが記載されておまして、全ての子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育んだり、困難に直面したときには支援を求めたりすることができる居場所を増やすと記載されております。

児童館は遊ぶだけの施設ではなくて、遊びを通して見えるもの。そのための児童の遊びを指導する者、児童厚生員と呼んでおりますが、専門職がおります。

また、新規事業として、児童館の資料5の13ページにも、児童館における健全育成活動等開発事業、新規事業を立ち上げていただけるということで、こちらにつきましても児童館はこのような福祉課題を抱えているお子さんたちに積極的に関わろうという機運が高まるのではないかなと思っております。

御説明にもたくさん出てきたかと思いますが、児童の居場所づくりの支援とか児童育成支援の拠点事業としても、児童館がサードプレイスとしても、福祉課題を抱えたこども、それから、御家庭、保護者の敷居の低い場所として位置づけに加われるように、児

童館の活用を積極的にお願いしたいなと思っております。

私のほうからは以上になります。ありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございます。児童館を中心とした児童健全育成推進財団の調査等について御説明いただきました。ありがとうございました。

では、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 福島県福島市から参加させていただいております、学童クラブ「清明っ子」の代表であり、支援員をしております山田と申します。よろしくお願いいたします。既に小野さんが現場の話をしていただいたので、かなりかぶるところがあるかと思いますが

、お許しいただきたいと思います。

現場にいる私としては、「清明っ子」学童を立ち上げて20年になりますが、その間、東日本大震災以降、10年は震災被害に加えて放射能被害、風評被害ということで、災害時、いかにこどもの安全を確保してこどもの命を守るか、その1点でした。

今回、コロナにおいては、先ほども皆さんからお話ありましたが、緊急事態宣言が出され、突然の臨時休校ということになりまして、長期休みが突然やってきたという形で、学童は開設を求められたわけです。職員は不安の中で、学童での非日常的な生活を送ってきました。学校より密で、学校より感染リスクが高い状態ではあるのですが、こどもたちにいろいろな制限をしてきました。例えば、プレイルームでは人数制限をしたり、食事、おやつのときには分散にしたり、時間差にしたり、とにかく努力をしてみいました。私たちは、いろいろな苦労はありましたが、こどもたちの居場所として、そして保護者の就労支援を優先にできることをやってみいました。

そんな中で、学校との連携が取れていたことで救われたこともありました。震災時は外遊びができず、2年半、外遊びは出せませんでした。放射能という恐怖におびえていたので、親さんたちも当然、外には出してほしくない。我々もそんなところにこどもたちは出たくないという思いがありました。そのときに、体育館を使ってもいいよと学校の先生から言っていたいたり、コロナにおいては、午前中、学校で預かってあげるよとか、そんなふうに申し出いただいたりして、私たちの学童は連携が取れていて、日頃から週2回、学校に文書を取りに行ったり、しているので、いざというときに大変助けていただきました。

今年の3月の地震も、深夜2時頃、明日、学校は臨時休校になるよと学校から電話連絡がありました。私たちは、明日というか、今日になっているわけですが、学校が休みになるから、学童は朝から開設する段取りをするということで、職員にすぐ連絡いたしました。学童によっては、お昼頃から開けたところもあります。、ふだん連携を取れていなくても学童の生活は送れるかと思いますが、この10年間、災害が起きたときに、いかにふだんから学校との連携が必要なのか、いざというときに学校と連絡が取れるような関係性があった、本当に助かったというのを実感しているところです。

それから、皆さんからも御意見がありますが、待機児童に関してです。学童を開設しようとしても、職員の確保が難しいということがあります。どなたか先生もおっしゃっていらっしゃいましたが、離職率が高い。それから、処遇改善がつけられていたとしても、利用される市町村が余り増えていません。扶養家族の範囲内ということもどなたかおっしゃっておられました。、私どもの県内でもそのような話をよく耳にいたします。

それから、障害児についてです、私どもの学童でも可能な限り受け入れたいと思っておりますが、基準ですと40人程度ということになりますから、定員の問題とか職員配置の問題がありますので、なかなか難しいところもありますし、また現場で障害児、それから、そう思われるこどもさんが増えているのも事実です。そんな中で、保護者さんによっては、障害を認めたくない、周りに伏せてほしい。あと、診断を受けても特別支援学級に入れたくないとか、親さんのいろいろな思いがあって入っていない。

私たち、現場で指導する、支援していく際に、どういうふうにこどもたちに伝えるか。「あの子、ちょっとおかしいよね」とか、こどもたちは言うわけですね。でも、ある程度親さんからの理解を得て、障害があって、こういうところがちょっと不得意なんだよとこどもたちに教えたりする場合もあるのですが、伏せてほしいというお子さんに関しては、そういうことを言えない。だから、ちょっと苦手なんだよねという言い方でとどめておくということがあります。

まとまりのない話になりましたが、以上です。ありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございます。現場からの発信をいただきました。ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。

では、すみません、お待たせしました。山野委員、よろしく願いいたします。

○山野委員 もう皆さん、お疲れではないかと思いますが、大阪公立大学、山野です。どうぞよろしく願いします。

私からは、3点お話しをしたいと思います。

まず、3点の話、以外なのですけれども、今、人材のお話が出て、私もスクールソーシャルワークの研究者でもあるのですが、どの分野でも本当に人材不足と、これは人を支援する仕事、学童保育の支援員の方とか保育士とか、福祉に関わる人に対する価値が余りにも低いと私は思います。多分、金藤委員も感じておられると思いますが、イギリスとか、ほかの国と比べてもそうじゃないか。そこは、ぜひ横連携を取って、こどもの福祉に関わるコスト、処遇を上げるような動きになってほしいなと思います。すみません、これは3点とは別の分な話でした。

3点と言ったのは、まず、1点目は、こどもの実態と課題ということで、時間もありませんので、コロナの影響を皆さん、たくさんおっしゃられていたので、2020年に厚労科研で厚労省から依頼を受けてコロナの実態調査を全国規模でさせてもらいました。結果、9割のこどもたちにストレスがある。3割のこどもたちが学校へ行きづらいつ感じているということが明らかになりました。つまり、特別なことではないということをお伝えしたい

と思います。先ほど児童館の方からも福祉課題の話が出たのですけれども、こどもたちが見えないヤングケアラーにつながったり、コロナによって増えてきています。いろいろな見えない課題というものがかなりある。一部のこどもではないのだということを、まずみんな把握したほうがいいのではないかと。

その上で、児童館とか放課後の対策の役割として、例えば児童館の資料の11ページに居場所づくりのところがあるのですが、ここにニーズが書かれています。生活困窮世帯、虐待、ひとり親、不登校、70、72、67というかなりの高いパーセントで、これは放課後の児童館における居場所の話です。乳幼児の保育所を考えると当然かもしれません。というのは保育所は、生活保護世帯とか経済的問題だけじゃなくて、虐待など要配慮ケースは優先されています。

そういう意味では、放課後に保育所の継続が必要なこどもさんというのは、非常にしんどい状況にあるかもしれないということを先の何らかのこどものストレス9割と併せて、ほぼそのくらいの数値を考えたほうがいいのではないかと思います。実際に現場の皆さんは本当に大変な思いをされていると思うのですけれども、このこどもの状況の中で動いているということを明確に認識したほうがいいと思います。また、各自治体で保育所は加配もされています。放課後対策にもこういった配慮をより一層強化する必要がある数値だと思います。

今のが2点目に絡みますが、2点目は、児童館の位置というものが、全体を見たときに、今、私がお話ししたような意味がすごく重要じゃないか。福祉的な意味とか居場所としての役割。実は、児童相談所で行うような特別なケアとかカウンセリングとかではなくて、こどもたちに一声かけていく。愛ある一言、配慮ある第3の大人、居場所という話がありましたが、カウンセラーというような専門的ではない声かけが非常に有効になっていて、私の調査では、一般のこどもたちと居場所に通うこどもたちの両方調査していて、居場所に来ているこどものほうが自己効力感が上がっています。倍ぐらい違います。学力も上がっていきます。

勉強を教えたらいいいという意味ではないのですけれども、例えば放課後クラブの今日の資料の22ページにも、無料の学習支援というものが親御さんのニーズにありますね。コロナの影響調査のときにも、学習のニーズが非常に高かったです。それは、別に学力を上げるとかすごく勉強するということがじゃなくて、ちょっと手厚く一緒に学ぶ力とか、一緒に考えるとか、楽しく過ごすということが足りていないのだなということだと思います。児童が足りないという意味じゃなくて、今のこどもたちが生活の中でしんどいのだなということが分かります。そういった居場所機能が位置づけとしてもうちょっと明確化することもあり得るのではないかと。2点目が児童館の居場所としての位置づけという意味でした。

3点目が施策連携というのでしょうか、実際のなかなか進まない、地域によって違いが生じる連携を動かすには、データ連携で先導する案です。私は内閣府の子供の貧困の委員

を今、していて、金藤先生がおっしゃっていた地域学校協働などもずっとやってきたのですけれども、縦割りになっているのので、例えば学校との連携というのをどんなふうにやっていくのかということ、横串を刺しながら児童館の側からも考える必要があるのではないかと。

一例を挙げさせていただくと、今、学校版スクリーニングというのを提案して、デジタル庁の新しいこどもの相談体制づくりの中でも話題にさせてもらっているのですけれども、全てのこどもたちを見ているのは学校ですから、SDGsの誰一人取り残さないという意味でも、学校という場所の役割は大きいと思います。全てのこどもを見ている学校ということになってくるのです。教師がするということではなくて。

そうすると、児童館あるいは放課後子供教室とつながるようになってきている。全国規模で30ほどの自治体と契約して進めています。このスクリーニングを行うようになって、繋がっていなかった学童保育と学校が繋がるようになり、初めは学童保育から気になる子が気軽に話されるのがすべてのこどもの10%未満だったところが、20%ぐらいに増えてきたりという成果が出ています。確実につながるようになっていきます。

学校と児童館との先ほどの福祉的な課題という意味のところを、特にリスクを発見したり、つないでいくということを見ると、すごい大変な子ではなくて、ちょっと声をかけていくということで協働していけるということが、誤解を招かないでいただきたいですが、お互いの仕事が少しでも負担軽減にもなるし、1 + 1が3になっていけるのではないかと。学校というのはキーじゃないかと思いました。

そんな中で、乳幼児は健診で全てのこどもたちがピックアップされるようになっていきます。でも、就学になったら、ぴたっとそれはなくなるので、大きなテーマとしたら、児童館とか放課後子供というのは、児童相談所とは違って母集団が大きいわけです。そういう意味では、取り残さないでやっていける1つの柱になるのではないかと。誰一人取り残さないということと、乳幼児から切れ目がないということ、大きな目標ですけれども、意識したほうがいいのではないかなと思いました。

すみません、以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。児童館の福祉的な位置づけの再構築あるいは政策連携の在り方等々について、貴重な御提言を頂戴いたしました。また、各種の調査の報告なども参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

時間が来ているのですけれども、少しだけ私の報告をさせていただきたいと思います。資料9-3に用意しておきました。

前半の放課後児童クラブ専門委員会でのポイントは何かということ、まず最初に挙げてあります。

1つは、放課後児童対策の中で、放課後のこどもたちをどのように育てていきたいのかという私たちの専門委員会の願いを3つにまとめて提示したということです。

それから、放課後児童対策ということ考えたときに、どのような場があるのか。それ

を一度全部整理しようということで、資料9-3の裏を見ていただきますと、これは私の勝手な私案の図なのですが、縦軸に普遍的ニーズと特定ニーズ、横軸に公的責任と私的責任に分けたら、どんな放課後児童のこどもたちの居場所としてあるのかということをし少し整理したものです。専門委員会のほうでは、この中で主として放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館の辺りを中心に前半は議論して中間とりまとめをしていきたい。

そして、それを受けて、2つの新規事業がその後つくられているという形になります。この後、この3つを中心としながら、全体も視野に入れながら議論していくということになるのではないかと思います。

これからのこども育成対策として、こどもの健全育成というのは、こどもを安心・安全な場所に囲い込むことではない、地域に開かれていて、そうした居場所だけでこどもを囲い込んでしまうのではなくて、地域の中で群れて育つための中継地点あるいは止まり木としての機能がとても大切なのではないかと個人的には考えております。

そんなことを視野に置きながら、議論を今後進めていければなと思っておりますので、皆様方の御協力をぜひよろしくお願いいたします。

それでは、この後、議事の(3)「今後の進め方について」、先ほどちょっと事務方から御説明いただきましたが、少し詳しく今後の流れについて御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○里平課長 議事(4)のお話しをするのが漏れていました。議事(4)は児童館のワーキンググループの設置についてになります。事務局からお願いしたいのですが、資料8でございます。「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループの設置について(案)」でございますが、説明させていただきます。

先ほどのスケジュールに合わせて、児童館についてはワーキンググループを設置したいと考えております。1の設置の趣旨ですが、「児童館ガイドライン」の改正等を踏まえて、放課後等におけるこどもの居場所の機能や、福祉的課題を抱えるこども・子育て家庭への支援に対する役割は更に期待されています。そのため、今後の児童館のあり方を検討するワーキンググループを設置することにしております。

2番目に構成等ですが、本委員会の委員の方と外部の有識者、特に遊びのプログラム等に関する専門委員の委員から、委員長の指名によりと考えております。ワーキンググループの議論の結果は、先ほど言いましたように専門委員会に報告させていただくということです。

4番のその他ですが、会議は、原則公開扱いとしますので、同様でいかがということで設置要綱の案とさせていただきます。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

進め方については、最初のほうに御説明いただいたとおりで、次回、第12回が待機児童対策に関する議論が中心になるということですね。13回が、9月頃に一体型や障害児への

対応についての議論を行っていくという流れになるかと思えます。

また、今日、それ以外にもたくさんの論点も提示いただきましたので、ぜひ、次回には論点の整理として、今日、事務方に挙げていただいたもの以外のものも含めて、一覧をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

また、ワーキンググループの設置についても御承認いただけますでしょうか。

(委員首肯)

○柏女委員長 よろしく願いいたします。

また、委員につきましては、私のほうで事務方と相談しながら御指名させていただくという形で進めさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

全体を通して、何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ワーキンググループのメンバーについては、次回、お示しさせていただきたいと思えます。

次に、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○佐藤補佐 特段ございませんが、委員長から御指示ありましたとおり、今日出た論点、それからその論点を踏まえた資料につきましては、また次回以降、会議のたびに用意させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いします。

それでは、予定していた議事は以上ですので、次回について事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤補佐 本日は御議論ありがとうございました。

次回の日程につきましては、7月21日木曜日10時から、議題として待機児童対策、その他ということで予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございました。

今日は、皆様方には、御自身のお考え、御経験、実情等々について詳しくお話しをさせていただきました。次回からどうぞよろしく願いいたします。

今日は、本当にありがとうございました。